

「市基準」と「統一的な基準」の相違について

▶ 市税等^{※1}及び国・府支出金の計上方法

- ・ **市基準**：行政コスト計算書の収益として計上
- ・ **統一的な基準**：純資産変動計算書の純資産の増加として計上

※1：市税のほか、地方交付税、地方譲与税・交付金、国民健康保険等保険料など

【計上の考え方】

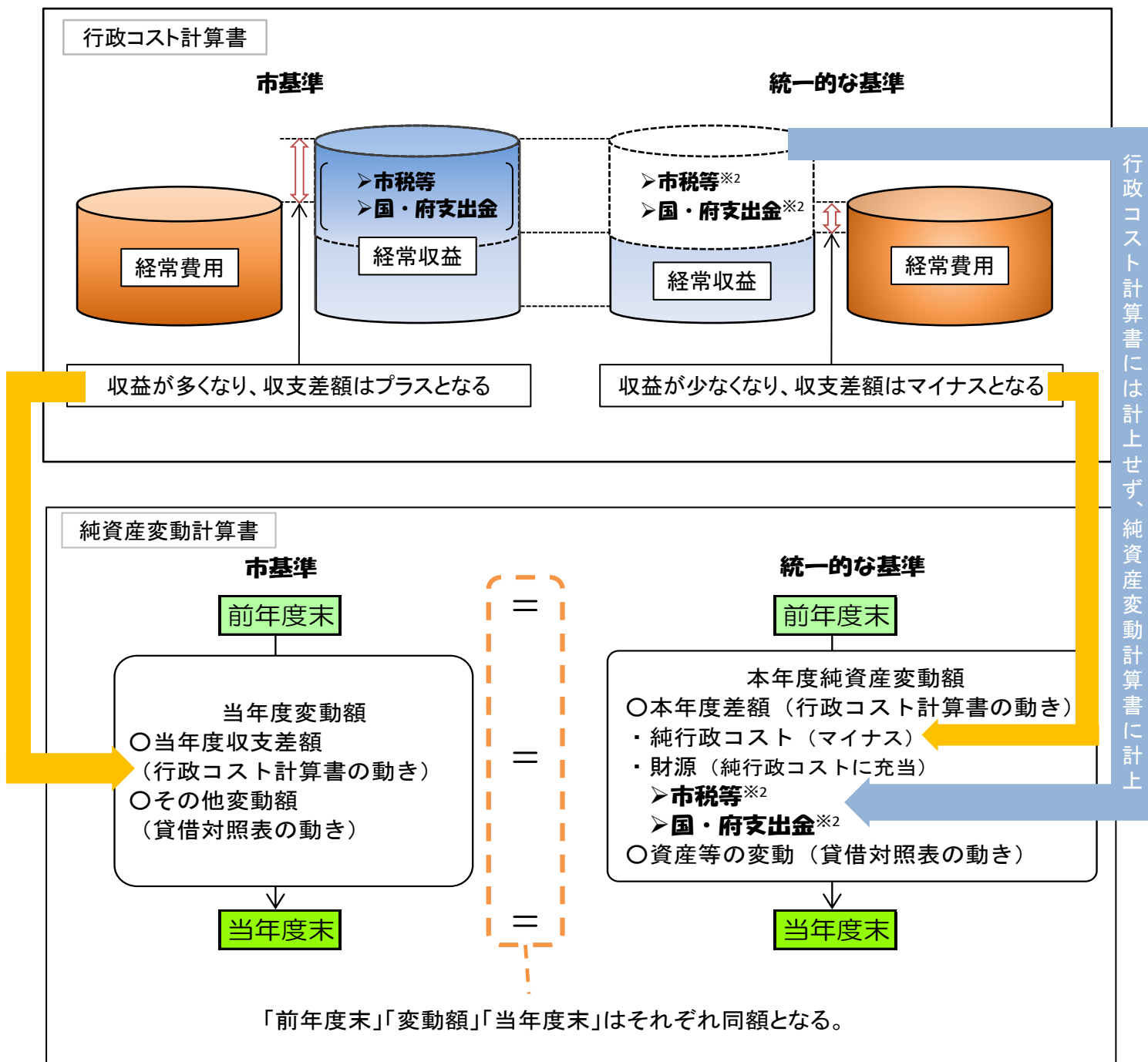
◆市基準

企業会計に近い形で、行政コスト計算書の中で一会計期間の全ての収益と費用を対応させ、行政コストが税収等によって賄われているかを示すことに重点を置くという考え方から、市税等及び国・府支出金を行政コスト計算書の収益に計上する

◆統一的な基準

市税等及び国・府支出金は行政サービスの対価として得られるものではないため、行政コスト計算書の収益に計上せず、純資産変動計算書において純行政コストの財源として計上する

この違いにより、下図のように「行政コスト計算書」と「純資産変動計算書」において差が生じている



※2：統一的な基準において、「市税等」は「税収等」、「国・府支出金」は「国県等補助金」と表記されている

▶ その他の主な相違

区分	市基準	統一的な基準
作成の単位	大阪市会計規則第112条の2に基づき、一般会計及び大阪市特別会計条例に規定する特別会計それぞれについて作成する。 また、各所属所管の会計に第三セクター等の関連団体を加えた「所属別連結財務諸表」を作成し、これをもとに「連結財務諸表」を作成する。	一般会計及び公営事業会計以外の特別会計（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第1号に規定する「一般会計等」）を「一般会計等財務書類」として作成することとされており、大阪市においては、一般会計に母子父子寡婦福祉貸付資金会計、心身障害者扶養共済事業会計及び公債費会計を加えて作成する。その他の政令等特別会計は準公営・公営企業会計と合わせて「全体財務書類」に含む。 「全体財務書類」に第三セクター等の関連団体を含めた「連結財務書類」も作成する。
貸借対照表の表示	流動性配列法（流動資産から表示）による	固定性配列法（固定資産から表示）による
公園に係る資産の区分	事業用資産に区分	インフラ資産に区分
減価償却累計額及び減損損失累計額の表示区分	直接法（各固定資産から価値を直接減らしていく）で表示	間接法（各固定資産から価値を直接減らさず、「減価償却累計額」及び「減損損失累計額」という勘定科目を用いる）で表示
未収金の表示区分	収入未済の収益及び財源は全て流動資産の「未収金」と表示	現年調定現年収入未済の収益及び財源は流動資産である「未収金」、滞納繰越調定収入未済の収益及び財源を固定資産である「長期延滞債権」と表示
貸倒引当金の表示区分	該当の各勘定科目ごとに「貸倒引当金」を表示	流動資産、固定資産でそれぞれ該当の各勘定科目ごとに分けて「徴収不能引当金」として合算して表示
連結対象団体及び会計に対する出資金等の減損の表示区分	直接法（出資金から価値を直接減らしていく）で表示	間接法（出資金から価値を直接減らさず、「投資損失引当金」という勘定科目を用いる）で表示
寄附等による資産の受贈の表示区分	行政コスト計算書の「特別利益」に表示	純資産変動計算書に「無償所管替等」として表示
資金収支計算書における歳計外現金の表示	歳計現金と歳計外現金を区別しない	歳計現金と歳計外現金を区別

▶ 各地方公共団体の規定等に準じた資産計上基準を設けることが許容されているもの

区分	統一的な基準における原則的な考え方	大阪市で採用している考え方（市基準を準用）
有形固定資産計上基準	取得原価が判明しているものは原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価。ただし、道路、河川及び水路の敷地については、昭和59年度以前に取得したものの、取得原価が不明なもの、無償で移管を受けたものは原則として備忘価額1円。	大阪市基準に基づき、原則は取得価格とし、無償で取得した資産は時価等を基準として公平に評価した額により計上している。
重要物品の区分	地方自治法第239条第1項に規定するもので、原則として取得価額または見積価格が50万円（美術品は300万円）以上のもの	公有財産台帳に登録される物品のうち取得原価が100万円以上のもの
相殺消去しなくてよいもの	水道料金、下水道使用料、施設使用料等条例で金額を定められているものをはじめ、「投資と資本の相殺消去」及び「貸付金・借入金等の債権債務の消去」を除き年間取引額が少額（例えば100万円未満）の取引（※）、連結対象団体（会計）が支払った住民税や固定資産税等の税金については、相殺消去の対象から除くことができる。 ※収益及び費用のうち 負担金、交付金 財産の売買 受取利息及び配当金 支払利息及び配当金	「補助金の支出・収入」、「資産購入・売却・当該取引における未実現損益」、「委託料の支払・受取」及び「利息の支払・受取」については重要性の観点から年間取引高が100億円未満の場合は相殺消去の対象としないことができる。